

パーソナルデータの利用・流通に関する研究会（第2回）議事要旨

■日時：平成24年11月26日（月）10時～11時50分

■場所：総務省10階第1会議室

■出席者：

○構成員等

堀部座長、辻井座長代理、糸井構成員、岩下構成員、菊池構成員、桑子構成員、新保構成員、関構成員、高橋構成員、富沢構成員、新居構成員、別所構成員、安岡構成員、吉田構成員、大島氏（奥屋構成員代理）、沼田氏（中尾構成員代理）

○ゲストプレゼンター

石井夏生利 筑波大学図書館情報メディア系准教授

○オブザーバー

板倉消費者庁政策企画専門官、宮田経済産業省情報経済課課長補佐

○総務省

阪本政策統括官、南大臣官房審議官、谷脇大臣官房審議官、高橋情報流通振興課長、山崎情報セキュリティ対策室長、中村情報通信政策課融合戦略企画官、小川消費者行政課企画官、村上情報セキュリティ対策室調査官、藤波情報セキュリティ対策室課長補佐

■議事要旨：

1. 開会

2. 議事

(1) 構成員等からのプレゼンテーション

・ 新保構成員（慶應義塾大学総合政策学部准教授）

新保構成員より、資料1に基づき、プライバシー・個人情報保護の現状と課題について、説明が行われた。

・ 石井 夏生利 筑波大学図書館情報メディア系准教授

石井准教授より、資料2に基づき、プライバシー保護等に関する諸外国の最新情報と課題について、説明が行われた。

・ 安岡構成員（株式会社野村総合研究所コンサルティング事業本部

ICT・メディア産業コンサルティング部 上級コンサルタント）

安岡構成員より、資料3に基づき、ビッグデータ時代のパーソナルデータ（ライフログ）の利用・流通に関するビジネスについて、説明が行われた。

(2) 意見交換

プレゼンテーションを踏まえ、以下の意見等が出された。

- EU データ保護指令を規則案として改正することについて、EU 内関係者の一部は域内のルールを統一化することに大きな意義があると考えている。
- 米国においては、特に9・11以降、プライバシーは事実上、安全保障、犯罪捜査、テロ対策との関係において制約される傾向にある。なお、GPS を利用した被疑者の追跡については「United States v. Jones」(本年1月23日 米国連邦最高裁判決)において、捜索・差し押さへの礼状があれば行ってよいという判断がなされている。
- 米国の事業者が提供しているクラウドサービスを利用しているデータについては、パトリオット法等により、安全保障、犯罪捜査の観点から、米国捜査機関等に押収される可能性があることは事実である。
- 公的機関の犯罪捜査、テロ対策との関係における個人情報の取扱いについては、諸外国においても大きな問題になっている。
- 日本の個人情報保護法では、個人情報かどうかを生存性の要件と個人識別性の要件のみで判断しているが、ライフログの取扱いをめぐっては、ある程度いろんな情報が収集されると、個人識別性のなかった情報でも、識別性が生じ個人情報に該当する可能性があるということで、難しい問題を孕んでいる。
- 一方で、米国では PII と non-PII について、非常に詳細な議論を行っており、事実上、FTC は、その区別をすることについての重要性はないという判断をしている。また、EU 個人データ保護規則案においても、個人情報の範囲の拡大を示唆する方向がある。
- 日本ではグレーな部分については取り扱わないという反応が起きているので、個人情報保護法の保護対象については、グレーな部分をなくす取り組みが求められる。
- 日本では、個人情報とプライバシーの違いをはっきり認識した形で議論が行われる傾向にあるが、外国の議論との違いを意識しつつ、方向性を考えたほうがよいのかもしれない。
- 個人識別性に関し、k-匿名化については、k 人に絞られるわけだが、そういう絞り方はアナログ的であり、どこから識別性があるのかというのは難しい。

(3) その他

追加意見については11月30日までに提出を依頼する旨、事務局より連絡があった。

3. 閉会

以上